

工業用水道事業における官民連携の推進と今後の取組等について

経済産業省 経済産業政策局 地域産業基盤整備課 令和7年1月27日

1. 工業用水道分野における民間活用の現状

2. ウォーターPPPについて

3. 今後の取組及び関連する支援制度等

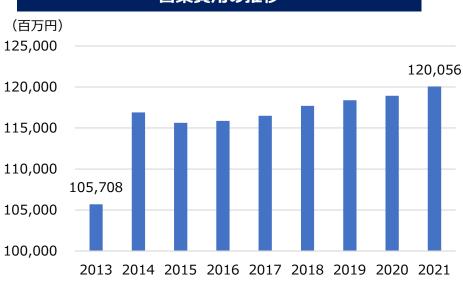
工業用水道事業の現状



- 工業用水道事業の現在給水能力、契約率水量、平均実給水量、料金収入は減少傾向。
- しかし、営業費用は<u>増加傾向</u>となっている。









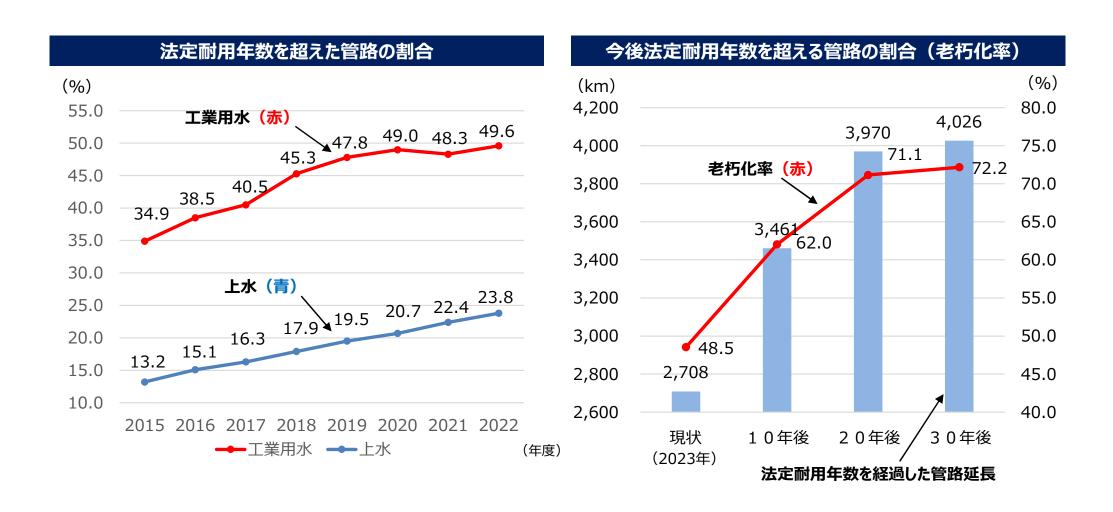
● 職員数は**減少傾向**にあり、**業務の効率化や事業の最適化が重要**。



工業用水道事業における老朽化の進行状況



- 法定耐用年数(40年)を超えた管路の割合は足下で約50%。上水道と比較して高く推移。
- 加えて、各工業用水道事業者が策定している計画に基づき順調に更新・耐震化工事が行われたとしても、**30年後には70%以上の管路が法定耐用年数を超える**ものと想定される。

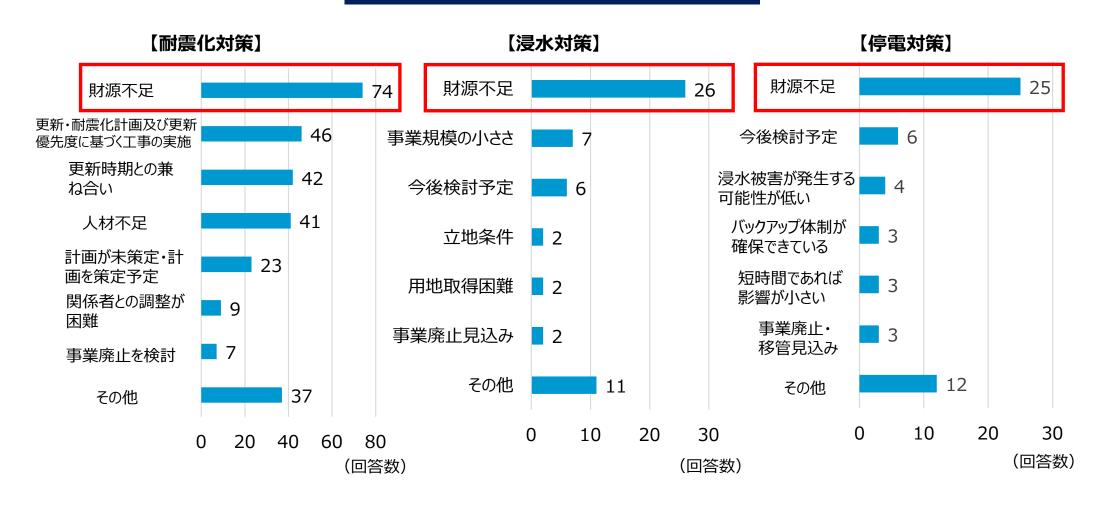


工業用水道事業における強靱化対応に向けた課題



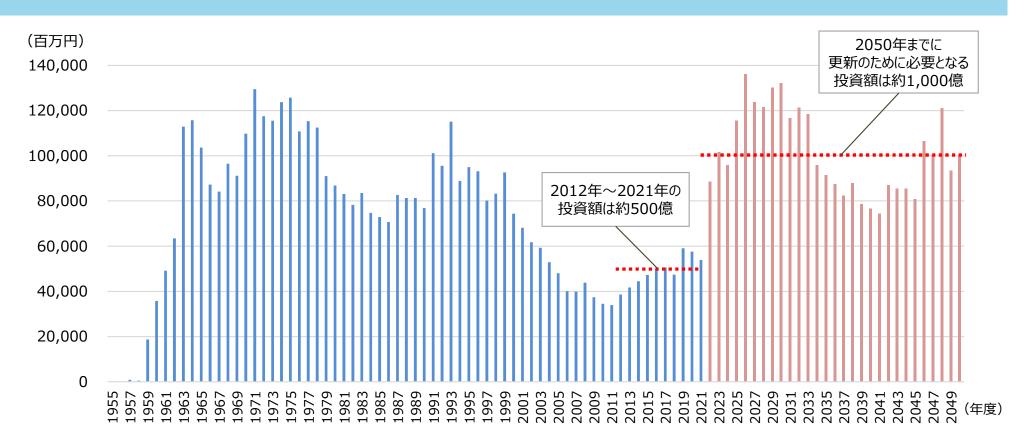
耐震化対策、浸水対策、停電対策のいずれも、その実施に向けた最大の課題は「財源不足」。

強靱化対応に向けた課題





- 過去10年間の工業用水道事業における年間平均投資額は約500億円であるのに対し、一定の前提をもとに試算を行うと、足下から2050年度までに更新のために必要となる年間平均投資額は約1,000億円と増加。
- **更新投資の大幅な拡大**がなければ、老朽化への対応や強靱化対応は進まず、**低廉かつ安定的な** 工業用水の供給を将来に亘り継続することは困難となる。



PPP/PFIの導入状況(令和5年度末時点)



- PPP/PFIを「実施中又は検討中」または「今後、手引書を活用して検討」の事業合計が、59事業 (2022年度)⇒80事業(2023年度)に増加。
- 導入に向け、**導入可能性調査やアドバイザリーの活用等への支援を求める事業者が多い**ことを踏ま え、2023(令和5)年度予算から、PPP/PFIの導入検討費用を補助金の対象に追加。

PPP/PFIの導入検討状況 2022年度 19.4% 6.0% 74.6% (232事業) 45事業 14事業 172事業 59事業 2023年度 18.1% 16.4% 65.5% (232事業) 42事業 152事業 37事業 80事業 0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% ■実施中又は検討中 ■今後、手引書を活用して検討 ■検討未着手

導入に必要な支援(231事業・複数回答可)

導入可能性調査やアドバイザリーの活用などへの支援	123
PPP/PFI事業に精通した人材の育成・活用に関する取組	103
優良事例等の横展開などPPP/PFI事業に関する 環境の整備	104
導入可能性調査に対するインセンティブ (補助金優先化など) の検討	63
民間活用等推進のための工水事業者と民間企業との マッチング(官民連携推進協議会の継続)	34
その他	17

工業用水道事業で導入されているPPP/PFI手法(契約件数)

コンセッション 3件 BTO (Build Transfer Operate) 方式 : 4件 DBM (Design Build Maintenance) 方式: 3件 合計 DB (Design Build) 方式 2件 42件 包括的民間委託 :28件 指定管理者制度 2件

(出所)工業用水道事業者を対象としたアンケート(2024年3月)を基に作成。

PPP/PFI推進アクションプランにおける事業件数10年ターゲットの設定



- 新たに、**重点分野**※1)において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲットを設定**。
- ウォーターPPP等、多様な官民連携方式の導入等により案件形成の裾野拡大と加速化を強力に推進 する。

※1)重点分野:空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施 設、公営水力発電、**工業用水道**

重点実行期間(令和4年度~令和8年度)

昨年 設定

5年件数目標

重点分野合計 70件 (コンセッション中心)

アクションプラン期間10年(令和4年度~令和13年度)

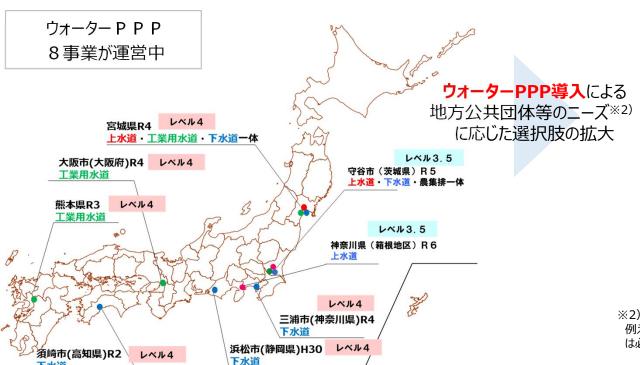
新たに 設定

事業件数10年ターゲット

重点分野合計 575件

(コンセッションを含む多様な官民連携)

ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速



分野名	事業件数10年ターゲット <水道、下水道:ウォーターPPP> <※工業用水:ウォーターPPPを はじめとする多様なPPP/PFI>
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件※

<ウォーター P P P >

コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官 民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジ メントする方式。

※2) 地方公共団体等のニーズ:

例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の収受まで は必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

1. 工業用水道分野における民間活用の現状

- 2. ウォーターPPPについて
- 3. 今後の取組及び関連する支援制度等

PPP/PFI推進アクションプランでの工業用水道分野における取組



● アクションプラン(令和5年改定版)では、水分野における新たな民間活用方式として、ウォーターPPP (コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式)を定義。工業用水道分野においては、ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIについて、2026(令和8)年度までの目標(3件)に加え、2031(令和13)年度までに25件の具体化を目指すことが新たに求められた。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版: 2024(令和6)年6月3日決定)~抜粋~

【工業用水道分野における取組】

ウォーター P P P をはじめとする多様な P P P / P F I を活用し、民間事業者の創意工夫による良質なサービスの提供、収入の増加や経費の縮減による財政負担の軽減を図るため、令和 8 年度までに 3 件の具体化を目標とする。 さらに、令和 1 3 年度までに 2 5 件の具体化を狙う。 これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む

【具体的施策】

- 工業用水道施設の強靱化事業の国費支援に関して、事業規模等が一定の条件を満たす事業については、ウォーター P P P の導入を令和 1 0 年度以降要件化する。要件化に向け、地方公共団体等に周知し、ウォーター P P P の導入検討のさらなる促進を図る。
- 地方公共団体におけるウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIの導入検討費用を支援する
- 先行的に取り組む事業者へのヒアリング等を通じた導入効果や課題の整理を行うとともに、地方公共団体等へのウォーター P P P 導入に向けた伴走支援を新たに実施する。
- 上下水道等の関係省庁とも連携し、ウォーター P P P の導入検討について、トップセールス等の働きかけを実施する。
- 全国各地で官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用し、ウォーター P P P について情報提供を行い、ウォーター P P P 等の導入検討を促進するための啓発活動を実施する。
- デジタル技術を用いて、広域化と民間活用を一体的に推進する事業モデルについて周知し、地方公共団体等における導入検討を促進する。

ウォーターPPPの概要①



- 〇水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4~R13)において、コンセッションに段階的に移行す るための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。 「管理・更新一体マネジメント方式の要件]
 - ①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア
- ○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。
- 〇地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業·漁業集落排水施設、浄化槽、 農業水利施設を含めることも可能である。
- ○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検 討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

ウォーターPPP 公共施設等運営事業(コンセッション) 「レベル4] 長期契約(10~20年) 性能発注 維持管理 修繕 更新工事 運営権(抵当権設定) 利用料金直接収受

管理・更新一体マネジメント方式 新設 「レベル3.5] 長期契約(原則10年)*1 性能発注*2 維持管理 修繕 【更新実施型の場合】 更新工事 【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネシ・メント(CM)

- *1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設 等運営事業に移行することとする。
- *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら 決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発 注」を徹底。

管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、 詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注 に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による 民間委託 「レベル1~3〕

短期契約(3~5年程度)

仕様発注•性能発注

維持管理

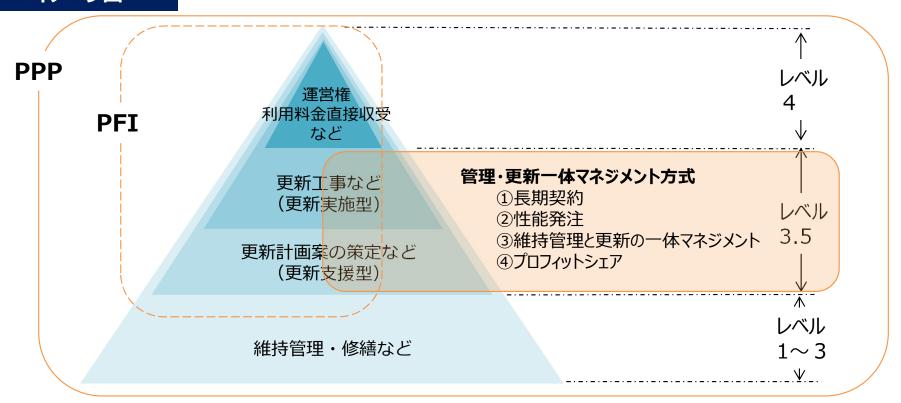
修繕



ポイント・留意点

- ▶ 公共施設等運営事業(コンセッション:レベル4) 及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式:レベル3.5)の両者を総称して「ウォーターPPP」という。
- ▶ 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)は4つの要件を満たすことが条件となる。
- ▶ 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
- ▶ 官民連携手法には様々なものがあるため、それぞれの地域の実情に応じて対象施設や業務範囲、手 法を検討し、選択する事が重要

イメージ図





概要

〇契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

ポイント・留意点

- 企業の参画意欲、地方公共団体の取り組みやすさ、スケールメリット、投資効果の発現、 雇用の安定、人材育成などを総合的に勘案するとともに、更新(改築)による維持管理上の効果が発現する最低限の事業期間であること
 - また、管理・更新一体マネジメント方式は、コンセッション方式への段階的な移行に向けたものであることから、10年以上ではなく、**10年間が原則**とされている。
- ▶ 10年以外の期間を設定された場合は、客観的な情報に基づいて、期間の設定根拠について説明できる必要がある。

(例示)

- 施設の大規模更新のタイミング等を考慮することによる事業期間の調整
- 5年間程度の更新支援型と10年間程度の更新実施型の組み合わせ
- 民間企業との対話の結果を考慮した期間設定
- ▶ 10年の契約期間の終了後、コンセッションへの移行を視野に入れて検討いただきたいが、発注時に10年後の移行を確約することまでを求めるものではない。



概要

○<u>性能発注を原則</u>とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や 更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

(性能規定の例)

- ・処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること
- ・管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

※性能発注:発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注方式。PFI事業については、 仕様発注方式よりも性能発注方式の方が、PFI法の趣旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

仕様発注:発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。

ポイント・留意点

- ▶ 十分な情報開示・官民対話をふまえた契約・要求水準等への適切な規定と、それらに基づくモニタリングの実施が必要であり、また、明確なリスク分担(費用・損害分担等)が重要となる。※性能規定の記載ぶりと、責任・費用分担(その具体的な調整方法等を含む)が重要。
- ▶ 発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決めるのではなく、民間の創意工夫が発揮されるよう、受注者が満たすべき水準の詳細を規定した発注となるよう工夫を図ること。

(性能規定の例)

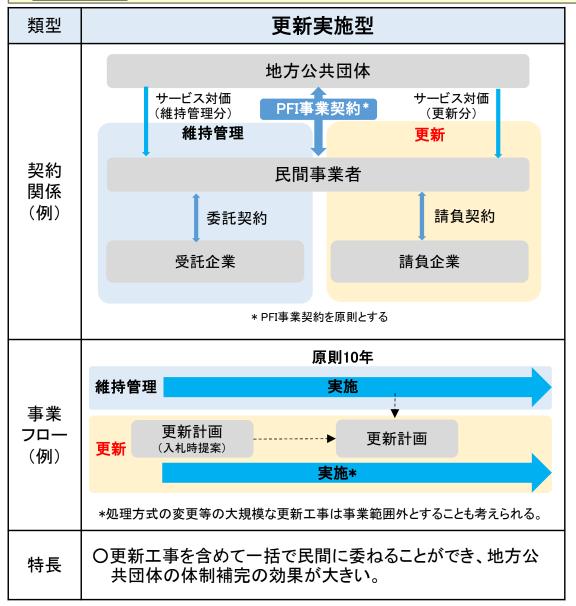
要求水準書に定める浄水水質・浄水量に基づき、ユーザー企業に対し、それぞれ必要な工業用水を供給すること。工業用水の供給状況に関する監視方法については、要求水準を充足している限りにおいて、受注者の裁量に委ねるものとする。等

要件③ 維持管理と更新の一体マネジメント(更新実施型)



概要

〇維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「<u>更新</u> <u>実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネシブメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更</u> 新支援型」を基本とする。



ポイント・留意点

- ▶ 「更新実施型」か「更新支援型」のいず れかを地方公共団体が任意に選択。
- ▶ 「更新実施型」は、更新(改築)の発 注業務の委託までを含むもの。 (更新は受託者が実施)
- ▶ 維持管理と更新(改築の発注業務の 委託)の業務範囲を含むサービスを提供する契約方式としては、最も制度的に 担保されていると考えられることから、PFI 事業契約を原則とされている。
- ➤ ただし、事業開始時期等の関係で、PFI 事業契約ができない場合は、これ以外の 契約方式も可能。

要件③ 維持管理と更新の一体マネジメント(更新支援型)



概要

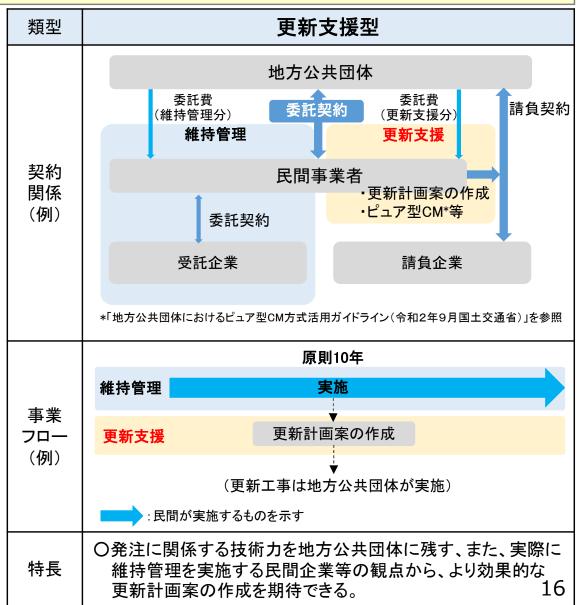
〇維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「<u>更新</u> <u>実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネシブメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更</u> 新支援型」を基本とする。

ポイント・留意点

- 「更新実施型」か「更新支援型」のいず れかを地方公共団体が任意に選択。
- ▶ 「更新支援型」は更新計画案の作成まで を含むもの。 (更新は地方公共団体が実施)
- ▶ コンストラクションマネジメント(CM)を含む か否かは地方公共団体の任意
- ▶ 施設の更新時に活用されるDBOやBTO 等についても、O(維持管理)の中で更 新計画案の作成を実施することで、更新 支援型に該当。

(例示)

契約期間中に更新工事がなくとも、点検・調査の結果を活用し更新計画策定支援を行う場合など(更新支援型)





概要

○事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

- ①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする。
- ②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする*2。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)
1	2縮減		2
2		2縮減	2



官	民
1	1
1	1

- *1:プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。
- *2:「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

ポイント・留意点

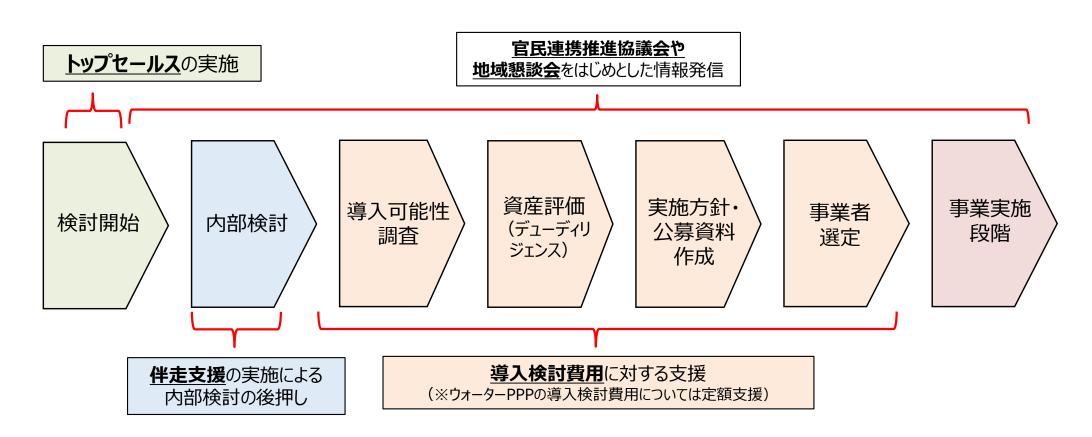
- プロフィットシェアは、民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分(プロフィット)を官民で分配(シェア) する仕組み。
- ▶ コスト縮減分(プロフィット)の全額について、公共側で委託費を減額すると、民間事業者の創意工夫のインセンティブが失われ、技術の発展が阻害されることから、10年と長期にわたる事業期間において、民間事業者が、技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化や付加価値向上に継続的に取り組むインセンティブを与えることを目的とするもの。

- 1. 工業用水道分野における民間活用の現状
- 2. ウォーターPPPについて
- 3. 今後の取組及び関連する支援制度等

工業用水道分野におけるウォーターPPP導入に向けた主な推進施策の概要

- ウォーターPPPの導入検討に向けた伴走支援の実施による事業者の内部検討の後押しや、導入 検討費用に対する定額支援制度の創設など、事業実施に向けてあらゆる段階の取組を支援。
- また、**民間活用の可能性が高いと見込まれる事業に対する直接的な働きかけ**(トップセールス)や、**ウォーターPPPに関する情報発信**を通じて、工業用水道事業者のウォーターPPPに関する理解醸成に向けた取り組みを継続して実施していく。

2024年度実施を予定している工業用水道分野における主な推進施策

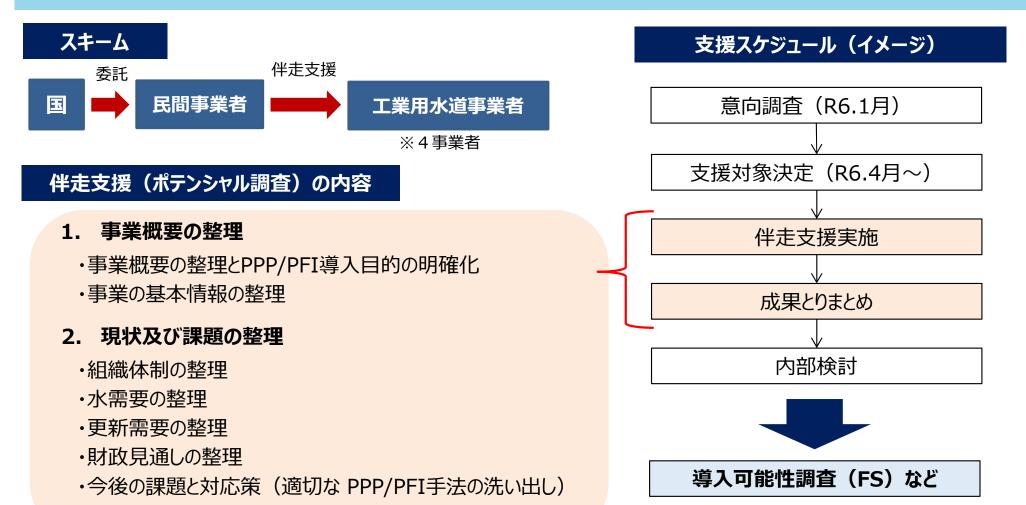


ウォーターPPP導入促進のためのソフト支援

関係者説明資料の作成



- 令和6年度は、工業用水道事業者におけるウォーターPPPの導入検討までの伴走支援(ポテンシャル 調査)を実施中。
- 伴走支援を加え、ウォーターPPP導入に対する課題を整理し、ウォーターPPPの導入検討を促進。
- 伴走支援の結果は、令和6年度内にセミナー等を開催し、お知らせする予定。



ウォーターPPP導入に関する補助



● 令和5年度補正予算からウォーターPPP導入に関する定額支援制度を追加。

目的

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)のウォーターPPP推進について、 事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速する。

- *R4年度-R13年度の10年間で、工業用水道分野では25件のウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIを具体化
- *ウォーターPPPは、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称

支援内容

ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査(FS)、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する制度を創設。

	 		レベル3.5		± .
	コンセッション 方式	他分野連携 (特に上下水道)	他地方 公共団体連携 (広域・共同)	工業用水道 分野のみ	ウォーターPPP 以外
	上限 5千万円	上限 4=	千万円	上限 2千万円	強靱化と 同様の補助率 (30%以内)
導入可能性調査 (FS)	\bigcirc	\circ	0	\bigcirc	\bigcirc
資産評価 (デューデリジェンス、DD)	\bigcirc	\bigcirc	0	0	\circ
実施方針・ 公募資料作成	\bigcirc	\bigcirc	\circ	×	\circ
事業者選定	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	×	\bigcirc

工業用水道補助金採択におけるウォーターPPP導入の要件化



- <u>一定の事業規模(料金収入10億円以上等)を超える事業については、ウォーターPPPの導入を</u> 補助金採択の要件(事業者の準備期間を考慮し、2028(令和10)年度予算より適用)。
- ただし、既存のPPP/PFIの契約期間中である事業、施設を再編中の事業、ウォーターPPPの導入可能性調査を実施したものの、民間企業の参入意向が確認できなかった事業は対象外とする。

工業用水道事業費補助金※におけるウォーターPPP導入の要件化

※ 災害復旧事業は除く

対象事業

● 民間企業が事業を運営することを考慮し、事業規模として、<u>料金収入10億円以上(料金収入10億円〜</u> 15億円未満の事業は経常利益3.5億円以上)の工業用水道事業

要件化の内容

- 補助金採択にあたり、ウォーターPPPの導入決定を要件とする。
- ウォーターPPPの導入を決定するまでに<u>必要な準備期間(導入可能性調査に要する期間等)を考慮し、</u> 2028(令和10)年度予算から適用する。
- ただし、以下の工業用水道事業は直ちに適用しない。
 - ① 既存のPPP/PFIの契約期間中の事業 2023(令和5)年度以前に締結した契約が完了する年度以降に適用
 - ② 施設の統廃合など再編に取り組む事業 再編の完了以降に適用
- 導入可能性調査の結果、複数の民間企業の参入意向が確認できなかった場合は適用しない。

参考資料

工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループの概要



- 経済産業省では、産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会において、今後の工業用水道政策の方向性について継続的に検討を行ってきたが、第16回工業用水道政策小委員会の審議結果を踏まえ、将来にわたる工業用水道事業のサステナビリティ確保に向けた今後の方策について検討を行うワーキンググループを小委員会の下に立ち上げた。
- ・ 当該ワーキンググループでは、主に、**今後大量に見込まれる更新・強靱化を着実に実施するための工 業用水道事業者に策定を促す計画内容及び実効性を持たせるための仕組み**、外部環境変化を踏まえた**工業用水道事業の経営のあり方(今後の水需要の見込み方等)**について検討を行った。

開催日程とアジェンダ

第1回	9月6日		工業用水道事業の現状把握等について
第2回	11月1日		サステナブルな工業用水道事業の実現に 向けた具体的な方向性等について
第3回	12月4日	・ 今までの議論を踏まえた対応策につい	
第4回	12月20日		工業用水道事業の経営基盤強化等に 向けたとりまとめ(案)

〈工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループ HP〉 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki keizai/kogyoyo _ suido/management foundation wg/index.html

委員一覧 ※◎は座長

◎長岡 裕	東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科教授
江夏 あかね	株式会社野村資本市場研究所野村サステナビリティ研究センター長
河﨑 雅行	日本製紙連合会常務理事
齊藤 由里恵	中京大学経済学部准教授
柴田 龍次	住友化学株式会社エッセンシャル&グリーンマテリアルズ業務室シニアアド バイザー
田丸 博夫	一般社団法人日本鉄鋼連盟総務部長
常峰 和子	有限責任監査法人トーマッ監査・保証事業本部パブリックセクター・ヘルス ケア事業部パートナー
宮川 暁世	株式会社日本政策投資銀行 産業調査部長兼地域調査部担当部長
山口 直也	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授

〈オブザーバー〉

福島県企業局、愛知県企業庁、滋賀県企業庁、島根県企業局、総務省、(一社)日本工業用水道協会

第4回工水WG 資料2より 一部抜粋 (2024年12月20日開催)

④工業用水道事業者による実効性のある計画策定

✓ 以下のとおり**更新・耐震・アセットマネジメント指針の改訂**を行う。

(改訂項目①:今後の水需要の見通し)

- ① 将来の既存ユーザーの水需要について**実使用ベースの需要推計**を実施するとともに、供給区域内外における産業立地の想定を踏まえた新規水需要を含めた、**将来の水需要の見込み**を示すこと
- ② 上記を踏まえ、現施設の未利用部分(余剰能力)の考え方について示すこと

(改訂項目②:更新需要見通し)

- ① 時間計画保全の考え方を簡易型、状態監視保全の考え方を標準型とし、簡易型から標準型への移行を推奨
- ② 簡易型・標準型ともに、改訂項目①の今後の水需要の見通しを踏まえて**適正な施設規模を検討した上での更新 需要の算定**を行うこと
- ③ 簡易型・標準型ともに、**強靱化事業の目標値**及び**スケジュール**に関する事項を計画に反映すること

(改訂項目③:財政収支見通し)

□ 現行の指針における標準型・詳細型を「標準型」とし、一定条件での仮定ではなく物価上昇や金利上昇等の変動要素を加味した上で、更新需要に対して必要となる投資額について、経営改善に向けた取組としてのコスト削減策及び収益基盤確保策を検討したうえで、サステナブルな事業運営を行うことを可能とする収支バランスを考慮した計画とすること

(改訂項目4):計画の見直し)

- □ 10年を目処として、基本計画の実績・進捗及び事業環境変化等を反映させるよう、中長期計画及び次期基本計画において更新需要見通し及び財政収支見通しの見直しを必要に応じて行うこと
- ✓ 工業用水道事業者に対して実効性のある計画の策定を促すべく、**工業用水道事業費の申請要件として、再来年度以降 の補助事業において、アセットマネジメント指針に基づいた計画の策定を求めることとする**。なお、計画策定については一定 の期間を要することを考慮し、具体的な時期等については、今後関係者との調整を図っていく。
- ✓ また、更新・耐震・アセットマネジメント指針に基づいた計画の該当可否について確認することができるチェックリストを経済産業省において作成し、公表する。

PPP/PFI手法導入の目的と効果



- 工業用水道事業や類似事業である上下水道事業での PPP/PFI 手法の導入は、「民にできることは 民に任せるという理念のもと、**民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮による、現下の社会課題の解 決に向けた官民一体でのサービス維持・向上**」を目的とすることが多い。
- 工業用水道事業や上下水道事業は、事業の類似性から同じような課題や背景を持ち、PPP/PFI手法の導入に期待する効果は以下の通り整理される。

事業の背景・課題とPPP/PFI手法に期待する導入効果

背景・課題	期待する導入効果	一般的な期待効果
• 自治体職員の減少	人材確保技術の確保(継承)	低廉かつ良質な公共サービス
維持管理費用の増高需要減少に伴う収入の減少	維持管理費等の抑制新たな収入の確保	の提供 ・ 公共主体と民間事業者の新 たな役割分担
施設の老朽化や耐震対策等 建設改良費の増加資金の減少	建設改良費等の抑制 (新技術の導入等含む)財源(資金)の確保	民間事業者への事業機会創出

【参考】PPP/PFI手法の特徴と比較



● 代表的な PPP/PFI 手法で期待される導入効果の範囲は、概ね以下のように整理することができる。

PPP/PFI 手法と導入効果

導入効果	①個別委託	①包括委託	②指定管理者 制度	3 DBO	④PFI (BTO等)	⑤PFI (コンセッション)
人材確保	0	0	\circ	0	\circ	0
技術の確保(継承)		\circ	\bigcirc	\circ	\bigcirc	\circ
維持管理費の抑制	0	0	\circ	0	\circ	0
新たな収入の確保			(O) %		(O) %	\bigcirc
建設改良費の抑制				0	\bigcirc	0
財源(資金)の確保					\bigcirc	\circ
(経営の意思決定)						0

※利用料金制・独立採算型(サービス購入型併用含む)を採用する場合

▶ <u>各手法</u>

人材(人員)確保と維持管理の効率化や費用抑制の効果が期待され、その効果の発揮は対象業務範囲が大きい程大きくなる ことが期待される。建設改良の効率化や建設改良費の抑制についても同様である。最大限の効果を発揮できる可能性が高い のは施設及び業務全体を対象とし建設改良や経営に関する意思決定を含むことができるコンセッションと考えられる。

- > ①包括委託及び②指定管理者制度
 - 管理運営に関する業務を対象として導入が進んでおり、その効果は維持管理等の改善と費用の抑制が中心となる。
- ➢ ③DBO 及び④PFI (BTO 等)

新規施設や更新施設に関する事業を対象として導入が進んでおり、<u>その効果は対象とする施設・業務範囲に対する維持管理・建設改良の改善と費用・建設改良費の抑制が中心</u>となる。

▶ ⑤PFI(コンセッション)

既存施設に対する運営権を設定し、PFI 事業者が料金収受をする利用料金制(併用含む)とすることで、<u>維持管理等の改善と費用の抑制、新たな収入の確保を期待できる。さらに建設改良も含めることで建設改良の改善と建設改良費の抑制に資することも可能</u>である。なお、工業用水道事業は民間事業者が許可を受けて経営することも可能であり、事業経営の意思決定まで委ねることも可能である。

【参考】工業用水道事業でのPPP/PFI事業の先進事例



	手法	特性	工業用水道での活用業務等	事業(開始時期)	
P F I	コンセッション ● 既存の施設の所有権を公共が保持したまま、 施設の 運営権を民間事業者に設定 する方 式	施設の 運営権を民間事業者に設定 する方 者が工業用水道事業者 となり事業を運式 営		【事例1】大阪市工業用水道特定運営事業 (令和4年4月~)	
		● 民間事業者は <u>利用料金を収受し、運営</u>	■ 工業用水道事業のうち、施設の運転や維持管理、更新等に運営権を設定■ 公共は、引き続き工業用水道事業者として受水企業への供給責任を負う	【事例 2】熊本県有明·八代工業用水道運営事業 (令和 3 年 4 月~) 【事例 3】宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (令和 4 年 4 月~)	
	BTO (Build Transfer Operate)	 民間事業者が施設等を建設し、完成後に公共に所有権を移転し、民間事業者が運営を行う方式 民間事業者の資金を活用(公共は建設及び運営に係る費用は事業期間を通して分割して支払う) 	● 排水処理施設等の更新と運営	[埼玉県] 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業* (平成16年12月~) [愛知県] 知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業* (平成18年4月~) 他3件	
	30 Design Build perate)	 民間事業者に、公共施設等の設計・建設に加え、維持管理・運営等も一括発注にて委託する方式 資金調達は公共が負担(公共は建設費用は竣工までに支払い、運営費用は毎年度支払う) 	排水処理施設の更新や非常電源設備 等の整備の整備と運営	大阪府水道部大庭浄水場水道残渣有効利用関連施設整備運営事業 (平成17年2月~) 他2件	
DE (I	3 Design Build)	 民間事業者に、公共施設等の設計・建設のみを一括発注にて委託する方式 資金調達は公共が負担(公共は建設費用は竣工までに支払う) 	● 配水施設(調整池、配水ポンプ)の更 新	[川崎市] 平間配水所調整池更新 (平成26年2月~) 他1件	
指流制度	定管理者 度	 公共が所有権と最終的な運営権限を保持したまま、管理を民間事業者に代行させる方式(地方自治法に基づく行政処分) 施設の設置目的の達成を優先し、客観的な評価は必ずしも求められない 	● 浄水場、管路等の運転管理を民間事業者に委任	秋田県工業用水道の指定管理 (平成27年4月〜) 他1件	
包括	括的民間 託	● 性能発注方式、複数年契約により、複数の 施設・業務を包括的に委託する方式	取水施設、浄水施設、配水施設等の 運転管理、維持管理	[松山市] 市之井手浄水場における上水道・工業 用水道事業の運転管理 [※] (平成24年4月~) 他27件	

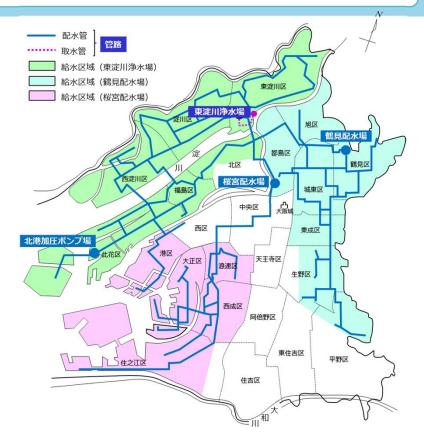
【事例1】大阪市工業用水道事業の概要(コンセッション事業導入の背景)



- 西大阪地域を中心に地盤沈下が激しくなったことから、地下水の汲み上げを抑えるため、昭和29年に工業用水道施設を整備。
- ●老朽化により施設の更新需要が年々増大する中、工業用水需要は減少し、将来、経営収支は悪化する見通し。
 - 【課題】・ 水の合理的利用の進展等により、 水需要及び給水収益は減少傾向
 - ・大口受水企業の撤退による収益悪化のリスクを懸念
 - ・ 埋設管路のうち約78%が法定耐用年数40年を超過しているなど、今後の更新需要は増大
 - ⇒ 更新投資の平準化等による経営改善を含め、PPP/PFI 手法による抜本的な経営改革を検討

令和4年3月末時,	点
-----------	---

	大阪市工業用水道
給水区域	都島、福島、此花、港、大正、浪速、西淀川、淀川、 東淀川、東成、旭、城東、鶴見、西成区の全域
	北、生野、住之江、東住吉、平野区の一部地域
水源	琵琶湖•淀川(一級河川)
給水開始 給水能力	昭和29年6月
	151,000㎡∕日
給水事業所数	277社(341工場)
日平均給水量 (実給率)	53,905㎡/日 (35.7%)



【事例1】大阪市工業用水道特定運営事業の概要



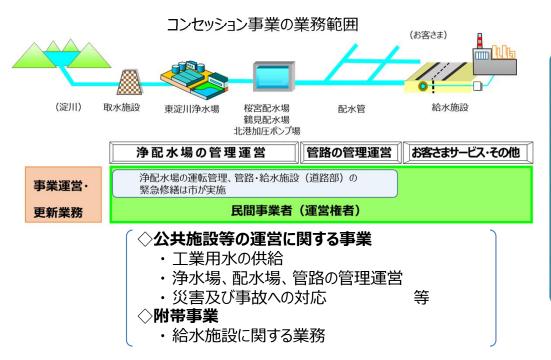
●工業用水道施設全般に運営権を設定(期間:10年(最大10年延長)、運営権対価:5億円)。 **民間事業者が工業用水道事業者として事業許可を取得**し、**工業用水道事業全般を運営**。

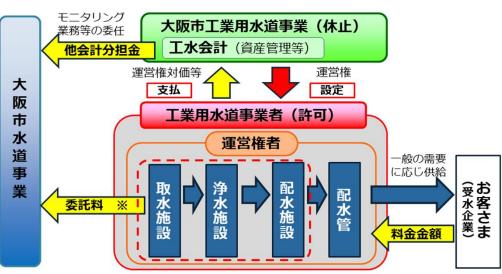
※大阪市は、工業用水道事業を休止。

⇒ 運営権者:みおつくし工業用水コンセッション(株)

出資企業:前田建設工業(株)、日本工営(株)、西日本電信電話(株)、東芝インフラシステムズ(株)

- ●「状態監視保全」による合理的な更新、新規需要開拓等による収益性の向上により、VFMとして、10年間で**32.1億円(▲17.4%)の削減効果**と試算。
 - ⇒ みおつくし工業用水コンセッション (株) の主な提案
 - ①管路の**状態監視保全による合理的な更新投資の判断**(法定耐用年数による更新から状態監視により劣化状態に応じた更新)
 - ②収益性の向上(新料金プランや新規開始支援策の導入による新規需要開拓)





※浄配水場の運転管理及び水質管理を大阪市水道事業へ委託

大阪市と運営権者の役割分担

【事例2】熊本県における工業用水道事業の概要(コンセッション事業導入の背景)



- 有明工業用水道事業及び八代工業用水道事業は、昭和39年に有明・不知火地域が新産業都市に 指定されたことを機に整備、昭和50年代初期に工業用水の供給を開始したが、<u>想定していた重厚長大</u> 型の企業立地が進まず、契約水量が低迷。
 - 【課題】・ 事業開始から40年以上が経過し、**今後、施設の更新・改修費用が必要** ※40年間で、有明工業用水道:約142億円、八代工業用水道:約73億円と試算
 - 契約水量の低迷に加え、ダム負担金の増加等により、一般会計から借入が必要となるなど、<u>抜本的な経</u> 営改善が必要
 - 専門技術や経験を有する技術系職員が減少する中、**事業運営を担う人材の確保が必要**
 - ⇒ **事業の経営基盤強化**を図る方策の一つとして、コンセッション方式を検討

令和4年4月1日時点

	有明工業用水道※1	八代工業用水道※2	苓北工業用水道	
給水区域	名石浜工業用地 長洲工業用地 荒尾産業団地	八代臨海工業用地	九州電力苓北発電所 内田工業団地	
水源	菊池川 (一級河川) 竜門ダム	球磨川(一級河川)	都呂々川(二級河川) 都呂々ダム	
給水開始	昭和50年6月	昭和52年4月	平成5年8月	
給水能力	33,860㎡/日	27,300㎡/日	7,300㎡/日 7,200㎡/日	
給水事業所数	14社	25社	2社	
契約水量 (契約率)	14,822㎡/日 (43.8%)	10,373㎡/日 (38.0%)	7,060㎡/日 (98.1%)	

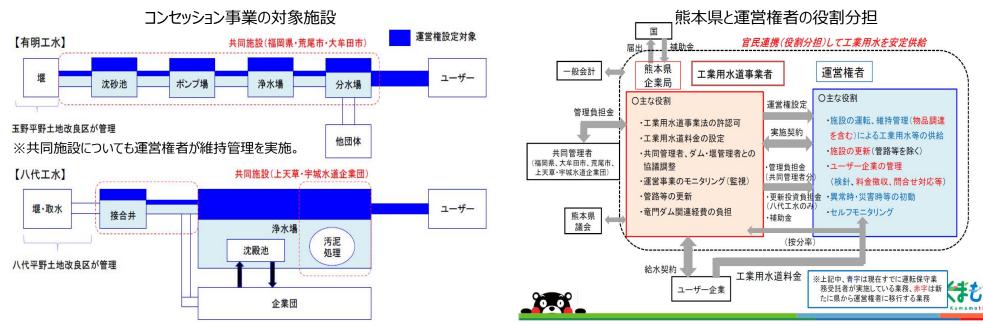


- ※1 工業用水道施設は配水本管や支管を除き、熊本県、福岡県、荒尾市及び大牟田市との共同施設であり、熊本県が委託を受けて施設を管理。
- ※2 取水施設から浄水場までの導水路及び管路は、熊本県、八代平野土地改良区、上天草・宇城水道企業団及び民間企業2社(日本製紙㈱, KJケミカルズ㈱)との共同施設であり、委託を受けて八代平野北部土地改良区及び熊本県が施設を管理。

【事例2】熊本県有明・八代工業用水道運営事業の概要



- ●有明工業用水道事業、八代工業用水道事業において、<u>熊本県が所有権を有する施設(一部を除く)</u> にコンセッション方式における運営権を設定(期間:20年、運営権対価:0円)。
 - ⇒ 運営権者: ウォーターサークルくまもと(株) 出資企業:メタウォーター(株)、(株)熊本県弘済会、メタウォーターサービス(株)、西日本電信電話(株)、(株)ウエスコ
- ●長期にわたり施設更新及び維持管理業務の一体的かつ計画的な実施による事業費等の削減により、 VFM※として、**15.2億円(▲5.1%)の削減効果**と試算。
 - ※ Value For Money: 従来方式と比較し、PFI方式により削減される総事業費を示す指標
 - ⇒ ウォーターサークルくまもと (株) の主な提案
 - ①専門技術を駆使したアセットマネジメント(費用対効果の高い維持管理)
 - ②柔軟な事業計画(過度な長期固定契約を避け、事業環境の変化を踏まえて柔軟に対応)
 - ③ICTを活用した先進的事業運営(クラウド集中監視、スマートメーターを用いた管路の可視化による運転管理の効率化)



※熊本県は、引き続き、工業用水道事業者として料金設定や管路の更新を行う。

【事例3】宮城県工業用水道事業の概要(コンセッション事業導入の背景)



● 宮城県では、水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業を運営してきたが、人口減少や 節水型社会の進展による供給・処理水量の減少、施設・管路の大規模更新、職員減少による専門技 術の継承等が課題。

【課題】・ 人口減少や節水型社会の進展による需要量及び給水収益の低下

- ・ 管路及び施設の大規模な更新需要(今後30年間で200億円)
- 専門的な技術や経験を持った**職員の確保および継承**
- ⇒ **上工下水道事業を一体に、民間の力を最大限活用**し、経費削減等による**経営基盤の強化**を目指し、 コンセッション方式を検討

令和2年3月末時点

	仙塩工業用水道	仙台圏工業用水道	仙台北部工業用水道	
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀 城市・富谷市・七ヶ浜 町・利府町・大和町	仙台市·多賀城市·七ヶ 浜町·名取市·利府町	大崎市(旧古川市·旧 三本木町)·加美町 (旧中新田町)·大和 町·大衡村	
水源	大倉川・大倉ダム(一 級河川)	名取川水系碁石川・釜 房ダム (一級河川)	鳴瀬川水系鳴瀬川・漆 沢ダム(一級河川)	
給水開始	昭和36年11月	昭和51年10月	昭和55年4月	
給水能力	100,000㎡/日	100,000㎡/日	58,500㎡/日	
給水事業所数	42社	15社	15社	
契約水量 (契約率)	27,930㎡/日 (27.9%)	41,950㎡/日 (42.0%)	20,280㎡/日 (34.7%)	



【事例3】宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)の概要



- ●これまでの委託契約等では民間活力を十分に活かせなかったため、民間活力を最大限に発揮できるよう、 上工下水9事業を一体(スケールメリットの拡大)とし、長期(人材育成、技術継承・革新が可 能)にわたる運営権を設定(期間:20年、運営権対価:10億円(うち、工水0.9億円))。
 - ⇒ 運営権者: (株) みずむすびマネジメントみやぎ

出資企業: <u>メタウォーター(株)</u>、ヴェオリア・ジェネッツ(株)、オリックス(株)、(株)日立製作所、(株)日水コン、(株)橋本店、 (株)復建技術コンサルタント、産電工業(株)、東急建設(株)、メタウォーターサービス(株)

- ●新技術の導入による業務効率化、設備監視体制の強化を通じた効率的な修繕・更新等により、VFMとして、**20年間で337億円*** (▲10.2%)の削減効果と試算。
 - ※上水 195億円、**工水 47億円**、下水 96億円
 - ⇒ (株)みずむすびマネジメントみやぎの提案における**主なコスト削減項目**
 - ①人件費の削減(ICT機器の導入や業務の効率化による組織体制の最適化)
 - ②動力費の削減(下水処理場における高効率装置の導入による消費電力(電力費)の削減)
 - ③更新投資の削減(法定耐用年数で判断せず、センサー類を活用した設備監視による更新や整備を最適化)

コンセッション事業の業務範囲



宮城県と運営権者の役割分担

業務内容		役割分担		/ ** +⁄			
		これまで	みやぎ型	備考			
事業全体の総合的管理・モニタリング		県	県	変わらず			
	浄水場等の運転管理	民間	民間	既に30年近く、 民間事業者が実施			
	薬品・資材の調達	県	民間	民間に移動			
	設備の修繕・更新工事	県	民間	民間に移動			
	水道法に基づく水質検査	県	県	変わらず			
	管路の維持管理 / 管路・建物の更新工事	県	県	変わらず			

※流域下水道事業の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する4事業が一体運営の効果が最も高いと判断

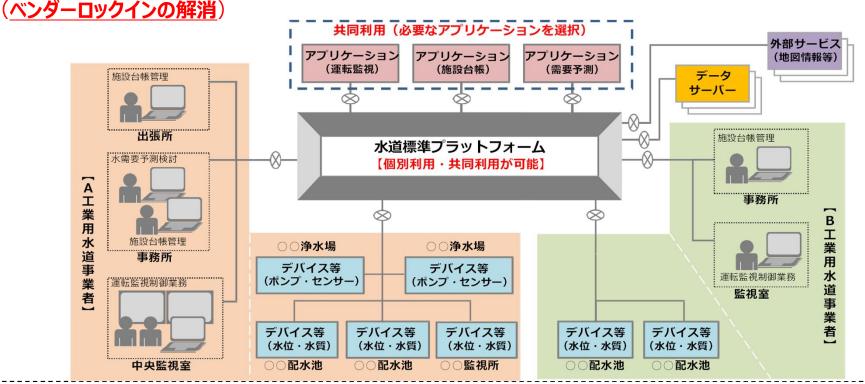
水道情報活用システムの概要



- 水道情報活用システムの標準仕様は、経済産業省(情報産業課)と厚生労働省が連携し、水道事業間でのデータ利活用や広域連携のための共通基盤として平成30年に策定。
- ●その後、標準仕様の実装を進め、(株)JECCにおいて令和2年5月から標準仕様を実装した水道標準 プラットフォームの運用を開始(工業用水道分野については、令和4年2月より開始)。
- ●水道情報活用システムにより、過去の点検データを用いた設備の効率的な維持管理や浄水場の効率的、 効果的な運転監視等が実現されることで、更新費用の合理化も期待されるため、システムの活用を促進。
- ●水道情報活用システムの標準仕様は、<u>(一社)水道情報活用システム標準仕様研究会が維持管理・</u> 普及促進を担当。

【参考】水道情報活用システムについて

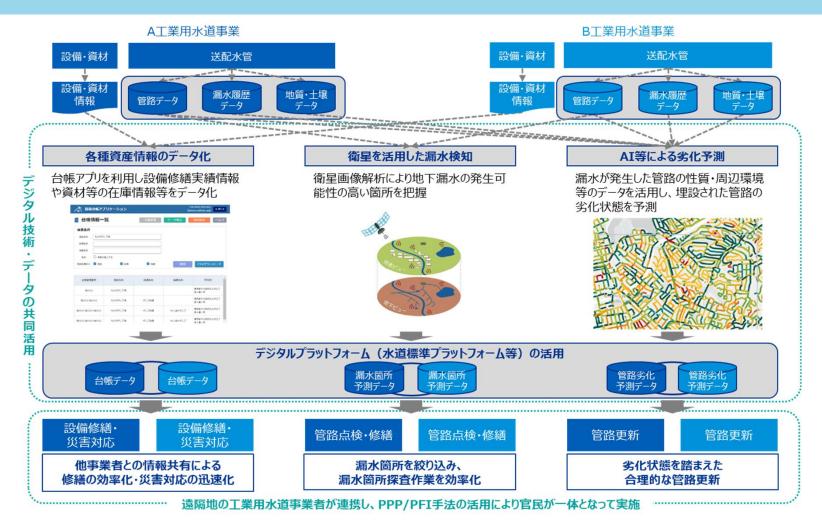
データ流通仕様等が統一され、セキュリティが担保されたクラウドを活用した標準プラットフォームとして構築されたシステム。



【参考】デジタル技術等・広域化等・民間活用の促進に向けた事業モデルの概要



- 2022(令和4)年度に、水道情報活用システムを含むデジタル技術を活用し、遠隔地の事業間の連携を図り、スケールメリットを生かした多様な民間活用の導入により、工業用水道事業者の業務の効率化等の実現を目指す事業モデルを創出。
- また、2023(令和5)年度予算より、デジタル技術等を用いた広域化等や民間活用の導入費用の 一部を支援すべく、工業用水道事業費補助金の補助対象を拡大。



【参考】事業モデルの導入促進に向けた今後の取組



地域で開催するブロック会議等を活用して、2022(令和4)年度に創出した事業モデルについて工 業用水道事業者に向けて情報提供を行い、工業用水道事業者が抱える課題について事業者間での 共有や、課題解決に資するデジタル技術に対する理解醸成を図り、段階的に広域化、民間活用方式 の検討を促す。

判断事項



課題解決が期待できる デジタル技術の特定・

課題抽出・優先順位付け

優先して解決すべき 事業上の課題は何か?

(課題の類型)

- 1. 人員・ノウハウに関する課題
- 2. 施設の維持管理・更新に関する課
- 3. 安定的な収益獲得に関する課題
- 4. 情報・社会的責任に関する課題

▶ ヒト・モノ・カネ (上記1~4) といっ た観点から事業課題を整理し、 優先順位付けをする

優先順位付けを行う際の考慮事項

- 中長期的な取組視点の必要性
- 業務コストの規模
- 防災 施設強靭化対策
- 更新投資の実施予定時期
- ・ 職員の減少・退職予定
- 近隣自治体との共通課題

広域的導入メリットの確認

課題解決に有用な技術と その広域活用によるメリットは?

(デジタル技術の類型)

- 1. デジタルを活用した情報処理
- 2. デジタルプラットフォームを活用した一 元管理
- 3. Al/loTによる遠隔監視・将来予測 自動制御等
- 4. 資源効率の最適化
- 5. デジタルツインによる自律化
- ▶ 民間事業者へのヒアリング等を通 じて、目的を達成しうるデジタル技 術やその導入コスト等を把握する
- ▶ 他の丁水事業等と連携し広域的 に導入することで、さらなるメリット を享受できるかどうかを確認する
- ▶ 中長期的な視点からの業務効率 化・安全性確保の基盤づくり (例:データフォーマットの統一化、 ネットワークセキュリティ)に取組む

各デジタル技術に適した 広域化事業の特定

事業間連携を図る相手先は どこが適当か?

(連携先の例)

- I 同事業者内^{※1}の工水事業
- Ⅱ 他事業者※2の丁水事業
- Ⅲ 同事業者内の上水事業
- IV 同事業者内の下水事業
- V 同事業者内の電気事業
- VI 同事業者内のガス事業
- ▶ デジタル技術を広域的に利用する 場合の相手先として適当と考えら れる事業を特定する
- ▶ 相手先を特定するうえでは、①共 通課題を持つ他事業者を見つけ ること、又は②近隣他事業者にお いて共通の課題を見つけることが 有用である
- ▶ 一般的には、同事業者同士かつ 事業の親和性の高いⅠ・Ⅲが最 も連携しやすく、次いで同事業で あるⅡが連携しやすいと考えられる

広域化を進める上での 民間活用方式の検討

デジタル技術の導入メリットを 活かせる民間活用手法は?

(民間活用手法の例)

長期契約・性能発注等の民間事業 者の裁量の活用を容易にする方策の 共同活用 等

(業務委託、包括委託、指定管理 者制度、公共施設等運営権(コン セッション)制度 等)

- ▶ 民間活用方式を検討するうえで は、デジタル技術の導入から活用 までの過程において、民間のノウハ ウ等をどこまで活用するのが効果 的かつ効率的かを検討する。
- ▶ 運営期間終了後の事業継続も 見据えた、中長期での課題解決 (例:運営期間中の投資回収 を可能にする什組みや、公共への 技術承継も確保する什組み)も 視野に入れて検討する

- ※1 「同事業者」とは、検討対象の丁業用水道事業者たる地方公共団体等が運営する事業であることを意味する。以下同様。
- ※2 「Ⅱ 他事業者の丁水事業」の評価は、丁業用水道事業者間で、データ共有についての合意が得られていることを前提とする。以下同様。

工業用水道事業費

令和7年度予算案額 21億円(20億円)

経済産業政策局 地域産業基盤整備課

事業目的·概要

事業目的

工業用水道は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラである。近年、サプライチェーンの強靱化に向けた国内立地の需要も高まる中、激甚化する災害等により、大規模な漏水事故等が急増している。

こうした、激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化 (耐震化・浸水対策・停電対策)の加速化を図るとともに、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的としている。

事業概要

- ①激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化を促すため、工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等の事業の費用の一部を支援する。
- ②施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の強 靱化の更なる加速化を実現するため、ダウンサイジングやデジタル 技術、広域化や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を 支援する。

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

補助

(22.5%、定額補助等)



工業用水道事業者

施設の強靱化の例

耐震化

玉



例・管路の耐震補強



例:施設のかさ上げ

停電対策



例:自家用発電機の整備

成果目標·事業期間

- ・工業用水道事業者の更新・耐震化等の取組を進めることで、 基幹管路の耐震化適合率を令和7年度までに60%、令和17年度までに75%にすることを目標とする。
- ・工業用水道事業者において、多様なPPP/PFIの具体的検討件数を令和8年度までに3件、令和13年度までに25件達成することを目標とする。

工業用水道事業費

令和6年度補正予算要求額 22億円

経済産業政策局 地域産業基盤整備課

事業の内容

事業目的

工業用水道は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラである。近年、サプライチェーンの強靱化に向けた国内立地の需要も高まる中、激甚化する災害等により、大規模な漏水事故等が急増している。

こうした、激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化 (耐震化・浸水対策・停電対策)の加速化を図るとともに、デジタル技術、広域化、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的としている。

事業概要

- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、 工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等 の事業の費用の一部を支援する。
- ・また、施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の 強靱化の更なる加速化を実現するため、デジタル技術、広域化 や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を支援するほか、 民間活用の更なる導入促進のためのソフト支援を実施する。

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

①·②補助 (22.5%、定額補助等)

②委託

工業用水道事業者

民間事業者

施設の強靱化の例

玉

耐震化



例:管路の耐震補強

浸水対策



例:施設のかさ上げ

停電対策



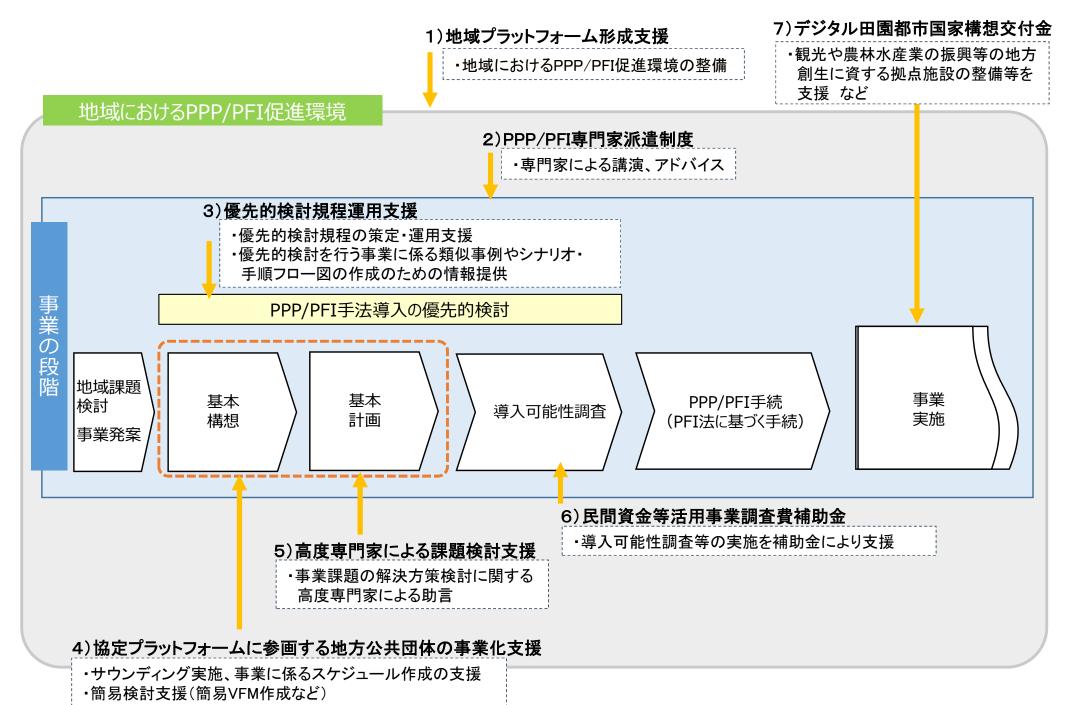
例:自家用発電機の整備

成果目標

- ・工業用水道事業者の更新・耐震化等の取組を進めることで、 基幹管路の耐震化適合率を令和7年度までに60%、令和17年度までに75%にすることを目標とする。
- ・工業用水道事業者において、多様なPPP/PFIの具体的検討件数を令和8年度までに3件、令和13年度までに25件達成することを目標とする。

【参考】PPP/PFI推進に活用できる内閣府の支援制度





【参考】令和6年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」



令和6年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」 が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- **▶** <u>地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化</u>し、財政運営の質の向上を図るため、<u>総務省と地方公共団体金融機構の共</u>同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

事業概要

- (1) アドバイザーを派遣する支援分野
- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - DX・GXの取組
 - 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- (2) 支援の方法

- 〇 公営企業会計の適用
- 〇 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行 (公共施設マネジメント)
- 〇 地方公共団体のDX
- 〇 地方公共団体のGX
- 首長・管理者向けトップセミナー

個別の地方公共団体に継続的に派遣 (市区町村の場合は、各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施)

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業

市区町村・公営企業・都道府県が直面 する課題に対して、当該課題の克服等、 財政運営・経営の改善に向けたアドバ イスを必要とする場合に団体の要請に 応じて派遣

課題達成支援事業

上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業・都道府県に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

啓発・研修事業

都道府県が市区町村・公営企業の啓 発のため支援分野の研修を行う場合 に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

- (3) 事業規模
 - 約6.5億円(約1,900団体・公営企業への派遣を想定)

【参考】工業用水道事業におけるPPP/PFI導入の手引書等の掲載ページ



〇工業用水道事業におけるPPP/PFI導入の手引書(本編)

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_202403.pdf

○別添「工業用水道事業におけるPPP/PFI手法および事例」(事例集)

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_202212_betten.pdf

〇付属資料:その1「検討ツールの解説書」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f1.pdf

〇付属資料:その2「プロセス&チェックリスト」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f2.pdf

〇付属資料:その3「関係者説明資料①」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f3.pdf

〇付属資料:その4「関係者説明資料②|

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f4.pdf

【問合せ先】

経済産業政策局 地域産業基盤整備課

電話:03-3501-1511(内線:2781)

メール: bzl-kogyo-yosui@meti.go.jp